

# 「キャリアアップ助成金」が 平成31年4月1日から一部拡充されます！

厚生年金保険・健康保険の適用拡大に伴って、対象となる労働者の処遇改善を行った事業主に対して支給される「キャリアアップ助成金」の以下の2コースについて、平成31年4月1日実施分から拡充致します。

## 短時間労働者労働時間延長コース

有期契約労働者等の週所定労働時間を延長し、社会保険を新たに適用した場合に助成（平成31年度までは、5時間未満延長でも、基本給を一定額以上昇給していれば助成対象となります。）

**拡充1 1人当たり支給額が増額されます！** <> 内は生産性要件を満たした場合の額

週所定労働時間延長	中小企業	大企業	週所定労働時間延長	中小企業	大企業
1時間以上 2時間未満	38,000円 <48,000円>	28,500円 <36,000円>	1時間以上 2時間未満	<b>45,000円</b> <b>&lt;57,000円&gt;</b>	<b>34,000円</b> <b>&lt;43,000円&gt;</b>
2時間以上 3時間未満	76,000円 <96,000円>	57,000円 <72,000円>	2時間以上 3時間未満	<b>90,000円</b> <b>&lt;11.4万円&gt;</b>	<b>68,000円</b> <b>&lt;86,000円&gt;</b>
3時間以上 4時間未満	11.4万円 <14.4万円>	85,500円 <10.8万円>	3時間以上 4時間未満	<b>13.5万円</b> <b>&lt;17万円&gt;</b>	<b>10.1万円</b> <b>&lt;12.8万円&gt;</b>
4時間以上 5時間未満	15.2万円 <19.2万円>	11.4万円 <14.4万円>	4時間以上 5時間未満	<b>18万円</b> <b>&lt;22.7万円&gt;</b>	<b>13.5万円</b> <b>&lt;17万円&gt;</b>
5時間以上	19万円 <24万円>	14.25万円 <18万円>	5時間以上	<b>22.5万円</b> <b>&lt;28.4万円&gt;</b>	<b>16.9万円</b> <b>&lt;21.3万円&gt;</b>

平成32年3月31日までの経過措置は、5時間未満延長での助成金支給は、

**拡充2 支給申請上限人数が15人から45人に拡充されます！**

### ▶ 所定労働時間を延長

活用例  
①

1日の所定労働時間4時間、週5日勤務（週所定労働時間20時間）

↓ **週所定労働時間を5時間延長**し、新たに**社会保険を適用**

1日の所定労働時間5時間、週5日勤務（週所定労働時間25時間）

※時給1,000円の場合、週当たり5,000円の賃金アップ

【助成金】  
1人当たり  
**22.5万円**

### ▶ 勤務日数を増加

活用例  
②

1日の所定労働時間6時間、週3日勤務（週所定労働時間18時間）

↓ **週所定労働時間を6時間延長**し、新たに**社会保険を適用**

1日の所定労働時間6時間、週4日勤務（週所定労働時間24時間）

※時給800円の場合、週当たり4,800円の賃金アップ

【助成金】  
1人当たり  
**22.5万円**

### ▶ 労働時間延長 + 基本給昇給

活用例  
③

1日の所定労働時間6時間、週3日勤務（週所定労働時間18時間）

↓ **週所定労働時間を3時間延長・基本給を1,000円から1,030円に3%昇給**し、新たに**社会保険を適用**

1日の所定労働時間7時間、週3日勤務（週所定労働時間21時間）

※1日1,210円、週換算で3,630円の賃金アップ

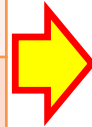
【助成金】  
1人当たり  
**13.5万円**

# 選択的適用拡大導入時処遇改善コース

選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合に助成（本コースは平成31年度までで終了します。）

## 拡充1 1人当たり支給額が増額されます！ <>内は生産性要件を満たした場合の額

基本給増額割合	中小企業	大企業
3%以上 5%未満	19,000円 <24,000円>	14,250円 <18,000円>
5%以上 7%未満	38,000円 <48,000円>	28,500円 <36,000円>
7%以上 10%未満	47,500円 <60,000円>	33,250円 <42,000円>
10%以上 14%未満	76,000円 <96,000円>	57,000円 <72,000円>
14%以上	95,000円 <12万円>	71,250円 <90,000円>



基本給増額割合	中小企業	大企業
3%以上 5%未満	<b>29,000円</b> <b>&lt;36,000円&gt;</b>	<b>22,000円</b> <b>&lt;27,000円&gt;</b>
5%以上 7%未満	<b>47,000円</b> <b>&lt;60,000円&gt;</b>	<b>36,000円</b> <b>&lt;45,000円&gt;</b>
7%以上 10%未満	<b>66,000円</b> <b>&lt;83,000円&gt;</b>	<b>50,000円</b> <b>&lt;63,000円&gt;</b>
10%以上 14%未満	<b>94,000円</b> <b>&lt;11.9万円&gt;</b>	<b>71,000円</b> <b>&lt;89,000円&gt;</b>
14%以上	<b>13.2万円</b> <b>&lt;16.6万円&gt;</b>	<b>99,000円</b> <b>&lt;12.5万円&gt;</b>

助成金支給は、平成32年3月31日までの経過措置

## 拡充2 支給申請上限人数が30人から45人に拡充されます！

▶ 有期契約労働者等**全員5%以上の時給増額**を達成！（各々週1,000円、週800円の賃金アップ）

### 活用例①

A・Bさん：1日の所定労働時間4時間、週5日勤務。時給1,000円。  
C・D・Eさん：1日の所定労働時間5時間、週4日勤務。時給800円。

➡ **社会保険の適用拡大の措置を実施すること**に加えて、  
A・Bさん：時給1,050円、C・D・Eさん：時給840円に**増額**

【助成金】  
1人当たり  
**4.7万円**  
(計23.5万円)

▶ 有期契約労働者等**全員14%以上の時給増額**を達成！（各々週3,600円、週2,600円の賃金アップ）

### 活用例②

A・Bさん：1日の所定労働時間6時間、週4日勤務。時給1,000円。  
C・Dさん：1日の所定労働時間4時間、週5日勤務。時給870円。

➡ **社会保険の適用拡大の措置を実施すること**に加えて、  
A・Bさん：時給1,150円、C・Dさん：時給1,000円に**増額**

【助成金】  
1人当たり  
**13.2万円**  
(計52.8万円)

**※ 本リーフレットに記載の内容は、平成31年度予算の成立及び雇用保険法施行規則の改正が前提のため、今後、変更される可能性があることにご注意ください。**

※各コースを活用することによって、労働者の皆さんの手取り収入の減少を防ぐと同時に、将来の年金等の受給額が増額されるだけでなく、事業主の皆さまにとっても人手不足や人材確保の対策となるなど、労使双方にメリットがあります！

※処遇改善前にキャリアアップ計画書の提出が必要になるなど、助成金受給に当たっては一定の条件があります。詳しくは最寄りの都道府県労働局やハローワークにお尋ねください。

(厚生労働省HP) [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

※社会保険の適用に関する相談やお問い合わせについては、最寄りの年金事務所にお尋ねください。

# キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）について

## ◆ご注意ください◆

平成31年4月1日以降のキャリアアップ助成金について、平成30年度の取り扱いからいくつか変更予定がありますが、平成31年4月1日以降に取り組むキャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）についても以下の変更予定があります。

あくまで予定ですので、平成31年4月1日以降改めてご確認ください。

『賃金規定等改定コースにおいて職務評価を行いその結果を踏まえ賃金規定等の改定を行ったことによる助成金額の加算』（以下において職務評価加算と記載します）の回数が、『1年度1回』から『1事業所あたり1回（年度問わず）』へと変更される予定です。

今回の変更につきましては、平成31年度以降の賃金規定等改定の取組にかかる職務評価加算の回数が1回限りとなるものであるため、平成30年度以前の賃金規定等改定の取組にかかる職務評価加算を受けた回数は考慮されない予定です。

例) 平成29年9月20日に賃金規定等改定を行い職務評価加算を受け、平成30年9月20日にも賃金規定等改定を行い職務評価加算を受けた場合であっても、平成31年4月以降に職務評価加算をもう1度受けることができますが、平成31年4月以降に職務評価加算を1度受けた後は、職務評価加算を受けることはできません。

# 賃金規定等改定コースにかかる職務評価加算について(予定)

下記4回の取組全てにおいて、職務評価加算を行い、その結果を踏まえて賃金規定等改定の取組を行ったとする。

制度改正  
2019年4月1日  
平成31年4月1日

取組日

2017年9月20日

2018年9月20日

2019年9月20日

2020年9月20日

○職務評価○  
○加算あり○

○職務評価○  
○加算あり○

○職務評価○  
○加算あり○

×職務評価×  
×加算なし×

(職務評価加算について、事業所あたり1度の縛りがない時期であったため)

(職務評価加算について、事業所あたり1度の縛りがない時期であったため)

(2019年4月1日以降、1度も職務評価加算を受けていない為)

(2019年4月1日以降である2019年9月20日に、既に1度職務評価加算を受けている為)

当リーフレット記載の内容については予定であり、変更される可能性があります。  
必ず平成31年4月1日以降に改めてご確認ください。